

島根県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した令和元年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事から通知があったので、同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和2年10月23日

島根県監査委員	須山隆
同	山根成二
同	大國羊一
同	後藤勇

## 令和元年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の内容

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p><b>I 総括</b></p> <p><b>(1) 出資団体の職員への研修機会の提供について</b></p> <p>出資団体の職員の育成については、平成29年度財政的援助団体等監査の報告書において、団体の設立目的と社会情勢や県民ニーズに対応した運営がなされるよう、若手職員が専門的知識やノウハウを習得し、人的ネットワークをスムーズに継承できる体制を整備するとともに、各種研修機会の確保や研修に参加しやすい職場環境づくりを進め、団体の継続的な運営を担っていく職員の育成に努めるよう出資団体に意見を述べたところである。</p> <p>今回の監査では出資団体9団体の監査を行ったが、積極的な研修参加や日常的に協議を密に行うことにより職員の育成を図っている団体、また、団体が目指す姿をスローガンで明確に表し県内外に発信することで、職員一人一人の仕事への誇りの醸成やモチベーションの向上に努めている団体など、平成29年度の監査意見を踏まえ、工夫して取り組まれている。</p> <p>また、専門的知識の習得だけでなく、部下の育成や風通しの良い職場づくり等、どこの職場にも共通するような課題に対しては、様々な研修機会を活用して、職員に受講を勧めていきたいとの意向も確認したところである。</p> <p>については、出資団体職員の育成を支援することにより、県の出資がより効果を発揮することにつながるとの視点から、人事課や自治研修所等で県や市町村の職員向けに、現在、開催されている人材育成に係る研修への出資団体職員の参加について検討されたい。</p>	<p><b>(1) 出資団体の職員への研修機会の提供について</b></p> <p>(人事課・自治研修所)</p> <p>出資団体職員の育成支援については、これまで、団体職員と県職員の人事交流や、出資団体等23団体で構成する島根県公社等協議会を通じ、自治研修所が開催する選択研修の受講機会を提供しているが、受講人数の制約等があり、必ずしも希望に込えられていない状況にある。</p> <p>したがって改めて出資団体が求める研修内容等を把握の上、必要に応じて、研修の規模や手法の見直し、他の民間企業との公平性を踏まえた費用負担等について、所管課や出資団体とともに検討していく。</p>
<p><b>(2) 指定管理者の適切な状況把握について</b></p> <p>昨年度の監査意見では、指定管理期間を8年としている施設について、指定管理開始日から4年を経過した後に、6年目以降の件</p>	<p><b>(2) 指定管理者の適切な状況把握について</b></p> <p>(人事課・財政課)</p> <p>令和2年度の指定管理者の募集に向け、光熱水費の見直しの際に、指定管理者の自己努</p>

費単価や光熱水費等の変動経費の見直しを行う際、指定管理者の経費節減努力を評価する仕組みや工夫の検討を求めた。

これを受け、人事課及び財政課では、指定管理者の自己努力による経費節減を評価する積算方法に見直しをされたところである。

今回監査を行った、男女共同参画センター、東部総合福祉センター、西部総合福祉センター、万葉公園及び青少年の家の指定管理期間は5年であり、これらの施設は、令和2年度から新たな指定管理期間となるが、指定管理者からは、応募に当たり、近年、労働力不足や燃料価格の高騰等で、今後5年間の人件費や光熱水費の上昇がなかなか見通せないという意見が聞かれた。

指定管理料は公募時点で人件費、光熱水費を含む5年間の上限額が定められているが、平成28年度以降、本県の有効求人倍率は1.5倍を超えて推移しており、少子化、生産年齢人口の減少が続く中、今後、労働力不足の状況はますます深刻化していくことが予想される。

また、平成28年以降、エネルギー価格が上昇している中、昨今、異常気象が多発しており、冷暖房等の需要は、気象条件により変化することから、光熱水費についても影響が懸念される。

については、人事課及び財政課においては、5年間の指定管理期間中、人件費や光熱水費の上昇により施設の運営に支障が生じないように、所管課の意見も聞きながら、適切な把握に努められたい。

力による経費節減を評価する積算方法に見直しを行ったところ。

引き続き、人件費や光熱水費の上昇により施設の運営に支障が生じることのないよう、所管課の意見も聞きながら把握に努め、適切な制度運用に活かしていく。

## II 個別

### 1 公立大学法人島根県立大学

(所管課：総務課)

#### (1) 団体

##### 【意見】

#### ① 第3期中期計画の着実な実行について

県立大学は、県の高等教育の拠点として、大学の魅力・特色を発揮すると同時に、地域の将来を支える人材育成や産業の発展に貢献

#### ① 第3期中期計画の着実な実行について

第3期中期計画の着実な実行に向けて、令和元年度は、第3期中期計画で予定している浜田キャンパスの新学部学科への改編につい

するなど地方創生にとって重要な役割を担っており、今後、より一層地域課題解決のための研究の推進や地元企業等が求める人材の育成に取り組むことにより、地域に貢献する大学として県民の期待に応えていかなければならない。

平成29年度財政的援助団体等監査では、第3期中期計画（平成31年度～令和6年度）の策定に当たり、県立大学が県民の期待に応えて、安定的かつ持続的に地域に貢献する人材の育成・輩出ができるよう、県・市町村、地域の各機関や地元企業との連携を一層深め、具体的かつ実効性のある方策を盛り込むとともに、全学一体となってその計画の達成を着実に推進されるよう求めたところである。

こうした中、第3期中期計画では、県立大学は、県内入学率、県内就職率をそれぞれ全学5割以上とする目標値を掲げ、日本一の地域貢献型大学を目指し全学一体となって取り組むこととしている。県では人口減少対策が最大の政策課題であり、県が今後、島根創生計画を進める上で、このような県立大学の取組は高く評価できる。

については、第3期中期計画の着実な実行に向けて、県内高等学校、地元企業、行政との連携を密にし、地域課題の研究・教育や入試改革の実施、インターンシップの充実等により、県内高等学校からの進学者の増加や卒業生の県内定着、地域に貢献する優れた人材の育成を図るなど、全学一体となって取り組まれたい。

## (2) 所管課

### 【意見】

#### ① 第3期中期計画の着実な実行に向けた支援について

県立大学では、県が示した第3期中期目標を達成するため、第3期中期計画に地域課題の研究・教育や入試改革の実施、インターンシップの充実等を定めて、理事長を中心に全学一体となって取り組んでいる。

については、こうした取組が着実に実行され、

て、新学部設置準備室を置き、令和3年度設置に向け、順調に手続きを進めた。

入試改革については、入試改革検討部会を立ち上げ、県内入学率の向上に向けた全学方針を策定した。

また、「しまね地域研究センター」を新設し、「しまね地域研究センタープロジェクト研究助成金」制度により自治体や中山間地域研究センター等と連携して地域課題解決に向けて取り組んだ。

県内定着への取組として、高大連携室を新設して県内高校との連携を強化した。また、長期・実践型インターンシップの制度構築を進めるなど、地元企業及び行政と連携して学生が県内企業を知る機会を増やしている。

そのほか、地域課題解決に資する専門知識と実践力を備えた人材育成の取組として、「しまね地域マイスター」認定制度を設けており、今年度も地域に貢献する人材を輩出することができた。浜田、出雲キャンパスに続いて、松江キャンパスにおいても「しまね地域マイスター」認定制度の運用を開始し、地域に貢献する人材育成を進めている。

今後も県内高等学校、地元企業、行政との連携を密にし、第3期中期計画の着実な実行に向けて全学一体となって取り組んでいく。

#### ① 第3期中期計画の着実な実行に向けた支援について

大学の取組が着実に実行され、成果につながるよう、今後も運営費交付金による財政支援等を行っていくとともに、定住、雇用、教育等の関係部局との情報共有等にも努めていく。

成果につながるように、必要な支援を行われたい。また、定住、雇用、教育等の関係部局の理解と必要な協力が得られるように努められたい。

## 2 (公財)ふるさと島根定住財団

(所管課：しまね暮らし推進課、  
環境生活総務課、雇用政策課)

### (1) 団体

#### 【意見】

#### ① 定住対策の促進について

財団は、若者を中心とした県内就職支援、県外からのU I ターンの促進、活力と魅力ある地域づくりの促進の3つを柱として様々な活動を展開し、定住対策に取り組んできている。

これまで、県における充実した支援制度への認知度の向上、各市町村の定住支援対策の強化などにより、U I ターン者数は増加してきたが、平成29年度以降減少に転じており、財団では令和元年9月に東京拠点を開設し、首都圏における移住支援体制と特に首都圏での関係人口(\*1)の拡大に向けた取組を強化したところである。

一方、全国的な地方創生の取組による地方への人の流れの奪い合いや都市部での景気回復による人材の獲得競争は一層厳しくなっており、今後の本県の定住対策に財団の果たす役割はますます重要になっている。

については、こうした首都圏での取組の結果を検証しながら、引き続き県、市町村、関係機関と連携して、県内就職者やU I ターン者の増加及び活力と魅力ある地域づくりの推進を目指した定住対策に取り組まれない。

### (2) 所管課

#### 【意見】

#### ① 定住対策の促進について

財団は、平成4年の設立以来、若年層の県内就職の促進や県外からのU I ターンの促進等に取り組む、本県の最重要施策の一つである定住の推進に大きな役割を果たしてきた。

#### ① 定住対策の促進について

都市部の雇用吸収力の高止まりや米中経済摩擦の影響等もあり、島根県へのU I ターン者数が減少に転じている中、令和元年9月に財団の東京拠点として「しまね移住支援サテライト東京」を設置した。これにより、首都圏での相談体制の強化を図るとともに、独自に企画した移住支援セミナーやイベントなど関係人口の獲得にもつながる取組を展開している。

加えて、令和2年度から、有楽町にある「ふるさと回帰支援センター」にも相談窓口を設置し、島根への人の流れの拡充に取り組んでいる。

こうした首都圏における取組の成果を検証しながら、「島根創生計画」に示された「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」の実現に寄与すべく、県や市町村等と連携し、U I ターン別、地域別、年代別、性別、島根への関心度などターゲットに応じた支援や対策をきめ細かく行い、島根県の定住支援の総合窓口としての役割を積極的に果たしていく。

#### ① 定住対策の促進について

(しまね暮らし推進課)

これまでも財団においては、県・市町村・関係機関と連携して、仕事や暮らし等に関する情報提供から、相談、無料職業紹介、産業体験、実

<p>島根の人口減少に歯止めをかけるという知事の方針のもと、定住促進に係る各種事業において豊富な実績と経験を有する財団の役割は一層重要となっている。</p> <p>ついては、引き続き財団と連携し、定住対策の一層の促進に取り組まれない。</p>	<p>際の受け入れと、その後の定着までを各段階に応じてサポートしてきており、定住の推進に大きな役割を果たしている。</p> <p>今後も、財団と緊密に連携し、定住対策の一層の促進に取り組んでいく。</p> <p>(雇用政策課)</p> <p>若年層の県内就職については、これまで県内外の大学生等に対し、インターンシップ、キャリア相談、企業説明会などの取り組みを進めてきた。</p> <p>今後も、財団と連携しながら学生の就職活動と企業の採用活動を支援し、県内就職の促進に取り組んでいく。</p> <p>(環境生活総務課)</p> <p>今後も、県民による地域づくりやボランティア等の社会貢献活動が活発なものとなるよう、財団と連携して支援に取り組んでいく。</p>
<p>3 (公財) しまね女性センター (所管課：女性活躍推進課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 冷暖房を使用した場合の施設使用料について</p> <p>男女共同参画センターでは、条例に冷暖房期間(6月～9月、11月～3月)を定め、その期間は使用料の額の3割相当額を冷暖房料として徴収することとしている。</p> <p>指定管理者からは、温暖化が進む今日、冷暖房期間以外の期間でも、例えば、5月に研修室の室温が相当高くなる日も多く、使用者から冷房の運転を求められることがあるとのことであった。</p> <p>ついては、できるだけ使用者ニーズに応じて弾力的に冷暖房を運転できるよう、例えば、冷暖房期間を定めず、施設の使用実態に合わせて冷暖房料を徴収することなどを検討されたい。</p>	<p>① 冷暖房を使用した場合の施設使用料について</p> <p>男女共同参画センターは、窓が開かない構造となっている。</p> <p>したがって、4月、5月、10月の冷暖房期間以外の期間であっても、利用者の安全対策として冷暖房を入れる必要がある。</p> <p>また、コロナ感染症対策として、利用者の安全対策のために定期的な換気が必要であるが、窓を開けての換気ができないため、冷暖房装置を活用して外気を取り入れる必要がある。</p> <p>上記により、冷暖房を通年で実施することとし、施設使用料については、冷暖房料を含んだ金額設定に変更することを検討する。</p>

<p>4 (公財) しまね国際センター (所管課：文化国際課)</p> <p>(1) 団体 【意見】</p> <p>① 業務拡大に伴う財団体制の充実について 近年、外国人住民の急増に伴い、外国人住民からの相談対応については、件数の増加に加え、医療、福祉、教育など内容が複雑・高度化しており、外国語対応に当たる相談員とアドバイザー役としてのプロパー職員に業務的に負担がかかっている。 また、相談業務以外でも、多文化共生の地域づくりに向けて市町村や企業等の関係機関へ働きかけるなど、財団の果たすべき役割は増しつつあり、職員の専門性のさらなる向上や人員体制の充実、将来的には、蓄積されたノウハウの承継も課題であると考えられる。 さらに、事務所について、財団の経営改善の事情から「しまね国際研修館」に置いているが、外国人をはじめとした利用者には分かりにくい立地となっており、利用者の利便性を考慮する必要がある。 については、業務の拡大に円滑に対応するため、体制の充実や、相談者等の視点に立った事務所の立地について、財源も含め、所管課ともよく協議・検討され、適切な対応に努められたい。</p> <p>(2) 所管課 【意見】</p> <p>① 業務拡大に伴う支援について 団体意見でも述べたように、拡大する財団業務の円滑な実施に向けて、体制の充実や事務所の立地などの諸課題について、財団との連携を密にして適切な対応に努められたい。</p>	<p>① 業務拡大に伴う財団体制の充実について 外国人住民の増加に伴う職員の負担増については、新たな嘱託職員として、令和元年度後半から日本語教育を担当する職員を1名、2年度から外国語相談員1名を増員し、その負担軽減を図っている。 また、相談内容の複雑化・高度化への対応として、2年度から弁護士・臨床心理士の定期的な指導を受ける体制を整えている。 今後も事務事業の見直しや望ましい組織・人員体制の在り方について所管課と協議・検討したい。 また、事務所の立地についても、体制の在り方と並行して所管課と検討をすすめ、適切に対応していく。</p> <p>① 業務拡大に伴う支援について 外国人住民の増加に伴い拡大する財団業務の円滑な実施に向けて、今後も団体と連携を密にして適切に対応していく。</p>
<p>5 (公財) 島根県環境管理センター (所管課：廃棄物対策課)</p> <p>(1) 所管課 【意見】</p> <p>① 最終処分場の長寿命化について センターが運営する産業廃棄物最終処分場</p>	<p>① 最終処分場の長寿命化について 令和元年12月、(公財) 島根県環境管理セン</p>

「クリーンパークいずも」の管理型第3期処分場は、平成29年3月から供用開始されているが、リサイクル業者の営業停止や解体工事の増加等のため、平成30年度受入量は87,462トンを対前年度比128.2%と、平成14年の管理型処分場供用開始以来最高となっている。

第3期処分場の計画期間は、令和13年度までの15年間となっているが、平成31年4月1日現在、埋立容量である67万m<sup>3</sup>のうち22%を既に埋め立てており、当初計画よりも早い進捗となっている。

15年の計画期間を維持するためには、これまで以上に分別の徹底やリサイクルの取組などにより、産業廃棄物の搬入量削減を行うことが必要である。

については、産業廃棄物減量税の税収を有効活用し、センター等とも連携して最終処分場の長寿命化を図るための効果的な施策を早期に検討されたい。

ターに埋立実行計画策定委員会が設置され、県も委員として参画し、リサイクルの推進等具体的な施策を検討し、令和2年7月に計画を策定し、8月から埋立期間を確保する対策に着手した。

## 6 アイカム（株）

（所管課：健康福祉総務課）

### (1) 所管課

#### 【意見】

#### ① 入居団体の施設使用予約のあり方について

総合福祉センターは、指定管理者の努力により、一般の利用率を向上できる余地があることから、メリットシステムを採用している。

このため、できるだけ空室を作らないよう施設の利用率を高め、減免団体が使用しない場合の一般利用を確保する取組が必要であり、キャンセルによる空室の発生を減らすほか、指定管理者を中心にさらなる利用促進策を講じることが望まれる。

貸出施設の利用方法は、受益者負担と公平性の観点から、これまでも見直しについて意見してきたところであり、所管課においては、減免団体や入居団体に対して、安易な予約をしないように注意喚起を行ってきた。

こうした中、予約キャンセルの状況については、改善はみられるものの、一部の部屋で

#### ① 入居団体の施設使用予約のあり方について

直前キャンセルが多い団体に対し、適正利用について要請を行い、当該団体からは、予約の確定時期を早める等の改善策が提出されたところである。

今後、指定管理者によるキャンセル状況のデータ管理を徹底するとともに、団体の改善策の実施状況を把握していく。

その上で、今後も直前キャンセルが続く場合は、状況に応じ、減免適用の取扱いを含め、申請フロー等の見直しについて検討していく。

は、特定の曜日に予約があっても全く使用実績がない月もあり、依然として、他の利用者への貸出ができないことや、利用料収入の機会損失につながることなどの問題がある。

については、施設の公平かつ効率的な利用が図られ、メリットシステムがより機能するよう、減免対象者や減免率の見直し、年間カリキュラム等に基づいた予約の徹底、キャンセル料の徴収など、キャンセルの発生を抑制する施設使用予約のあり方について具体的な対応を検討されたい。

**② 冷暖房を使用した場合の施設使用料について**

総合福祉センターでは、条例に冷暖房期間（6月～9月、11月～3月）を定め、その期間は使用料の額の3割相当額を冷暖房料として徴収することとしている。

指定管理者からは、温暖化が進む今日、冷暖房期間以外の期間でも、例えば、5月に研修室の室温が相当高くなる日も多く、使用者から冷房の運転を求められることがあるとのことであった。

については、できるだけ使用者ニーズに応じて弾力的に冷暖房を運転できるよう、例えば、冷暖房期間を定めず、施設の使用実態に合わせ冷暖房料を徴収することなどを検討されたい。

**② 冷暖房を使用した場合の施設使用料について**

使用者ニーズに応じた冷暖房の運転及び冷暖房料の徴収が可能となるよう関係規程の整備を進める。

**7 浜田ビルメンテナンス（株）**

（所管課：健康福祉総務課）

**(1) 所管課**

**【意見】**

**① 入居団体の施設使用予約のあり方について**  
東部総合福祉センター（いきいきプラザ島根）と同じ。

**② 冷暖房を使用した場合の施設使用料について**

東部総合福祉センター（いきいきプラザ島根）と同じ。

**① 入居団体の施設使用予約のあり方について**  
東部総合福祉センター（いきいきプラザ島根）と同じ。

**② 冷暖房を使用した場合の施設使用料について**

東部総合福祉センター（いきいきプラザ島根）と同じ。

<p>8 (一社) しまね地域医療支援センター (所管課：医療政策課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 業務拡大に伴う支援について</p> <p>センターの目的は、一人でも多くの医師に県内定着してもらうことであり、そのためにキャリア形成や研修体制の充実などの支援を行っており、支援の対象となる地域枠出身や奨学金の貸与を受けた若手医師は年々増加している。</p> <p>こうした中、県では、補助事業の効果の検証や人員体制等を検討し、事業に支障がないよう取り組まれているところであるが、支援の対象者は、引き続き増加し、面談等の業務量がさらに増えていくことが予想される。</p> <p>については、今後とも、事業目的達成に支障がないよう必要な支援を行われたい。</p>	<p>① 業務拡大に伴う支援について</p> <p>事業効果の検証や人員体制等の検討を引き続き行い、事業目的達成に支障がないよう必要な支援を行っていく。</p>
<p>9 出雲空港ターミナルビル(株) (所管課：港湾空港課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 空港ターミナルビルの行政財産目的外使用料について</p> <p>出雲空港ターミナルビルは、国際線ターミナルビルを所有する県と国内線ターミナルビルを所有する出雲空港ターミナルビル(株)(以下「会社」という。)とで区分所有されているが、その敷地は県の行政財産であるため、島根県空港条例第15条に基づき、会社は県に使用料を納付している。</p> <p>同条例第16条では、「知事は、公益上特に必要があると認められる場合においては、使用料を減免することができる」と定められており、県では、「行政財産の使用料等の取扱について(平成6年3月31日管財発第300号)」を参考に、使用者の性格、使用目的、県の事務事業との関わり、収益の有無等を総合的に勘案して減免の率を定め、出雲空港国内線ターミナルビルについては、敷地使用料のうちロビー等の公共性の高い部分を全</p>	<p>① 空港ターミナルビルの行政財産目的外使用料について</p> <p>令和3年度より減免措置を廃止する方向で、出雲空港ターミナルビル(株)と協議を開始している。</p>

<p>額減免し、年間198万円余で貸与している。(減免額：74.9万円余)</p> <p>また、国内線待合室の混雑解消のため、県が所有する国際線待合室について、会社に対し、使用料の2分の1を減免し、年間289万円余で貸与している。(減免額：291万円余)</p> <p>こうした中、空港利用者数が好調なことなどから、平成30年度の会社の経常利益は7千4百万円余となっている。</p> <p>については、このような状況を踏まえ、空港ターミナルビルの行政財産目的外使用料のあり方について検討されたい。</p>	
<p><b>10 石見空港ターミナルビル(株)</b> (所管課：港湾空港課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 空港ターミナルビルの行政財産目的外使用料について</p> <p>石見空港ターミナルビルは、石見空港ターミナルビル(株)(以下「会社」という。)が所有しているが、その敷地は県の行政財産であるため、島根県空港条例第15条に基づき、会社は県に使用料を納付している。</p> <p>同条例第16条では、「知事は、公益上特に必要があると認められる場合においては、使用料を減免することができる」と定められており、県では、「行政財産の使用料等の取扱について(平成6年3月31日管財発第300号)」を参考に、使用者の性格、使用目的、県の事務事業との関わり、収益の有無等を総合的に勘案して減免の率を定め、石見空港国内線ターミナルビルについては、敷地使用料のうちロビー等の公共性の高い部分を全額減免し、年間122万円余で貸与している。(減免額：81.4万円余)</p> <p>こうした中で、平成30年度の会社の経常利益は2千6百万円余となっている。</p> <p>については、このような状況を踏まえ、空港ターミナルビルの行政財産目的外使用料のあり方について検討されたい。</p>	<p>① 空港ターミナルビルの行政財産目的外使用料について</p> <p>令和3年度より減免措置を廃止する方向で、石見空港ターミナルビル(株)と協議を開始している。</p>